# 重要事項説明書(居宅介護支援)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。

## 1 事業者概要

-		•		
事	業	者名	称	医療法人 新生会 八幡病院
主たる事務所の所在地			在地	岐阜県郡上市八幡町桜町278番地
法	人	種	別	医療法人 新生会
代	表	者	名	坂本 仁
電	話	番	号	0 5 7 5 - 6 5 - 2 1 5 1
指	定	年 月	日	平成12年 4月 1日

## 2 ご利用の事業所

事業所の名称	八幡病院介護支援センター
事業所の所在地	岐阜県郡上市八幡町桜町278番地
管 理 者 名	東山 もと枝
電 話 番 号	0 5 7 5 - 6 5 - 2 1 5 1
ファクシミリ番号	0 5 7 5 - 6 7 - 1 0 4 7
介護保険指定事業者番号	2 1 1 1 0 0 0 2 9 1

## 3 ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	岐阜県知事の事業者指定
7 木 7 住 凉	指定年月日 指定番号
訪 問 看 護	平成12年 4月 1日 岐阜県 2111000291 号
訪問リハビリ	平成12年4月1日岐阜県2111000291号

## 4 事業の目的と運営方針

事	業	0)	目	的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な居宅介 護支援を提供することを目的とする
運	営	Ø	方	針	要介護者等に対し、その心身の特性を踏まえて、可能な限り 居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む ことができるよう居宅サービス計画を提供し、関係機関との連 携に努め、生活の質の向上を目指した援助を行う

#### 5 ご利用事業所の職員体制

	員数	区分			
従業者の職種		常勤		非常勤	
人 不 日 切 棚 庄		専従	兼務	専従	兼務
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1	0	1	0	0
介護支援専門員	4	2	2	0	0

## 6 営業日および営業時間

営	業		営業日:月曜日〜金曜日 休業日:祝日、年末年始 (12/30〜1/3)、お盆 (8/14〜8/16)
営	業時	間	8:15~17:15

\*営業時間外については、担当者専用の携帯、又は八幡病院にて対応させていただきます。

#### 7 事業の実施地域

実 施 地 域
---------

\*この地域以外でもご利用いただくことはできますのでご相談ください。

### 8 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員

- (1) 職員は、常に身分証明書を携帯していますので、初回訪問時及び必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- (2) あなたが入院する際は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先にお伝え下さい。

## 9 担当職員の変更

- (1) あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。 その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- (2) 当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

# 10 提供するサービス内容

居宅介護支援の内容	提供方法
① 課題の把握・分析	・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し解決すべき課題を把握します。 ・居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこのおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明かにし、自立した日常生活を営むことができるよう、解決すべき課題を把握します。 ・課題分析票は、居宅ガイドライン方式を使用します。
② 利用者に対する情報提供	・利用する居宅サービスの選定に当たり、当該地域におけるサービス事業者に関する情報を提供します。サービス事業所の選択については、あなたやあなたの家族の希望を踏まえつつ、公平中立におこないます。その際、あなたは複数のサービス事業所等の紹介を求めることや、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
③ 居宅サービス計画原案作成	・利用者の希望及び利用者についてのアセスメント結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における介護サービスが提供される体制を勘案して利用者の希望及び利用者についてアセスメントの結果に基づき、利用者家族の希望、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
④ サービス担当者会議の開催	<ul><li>・居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を召集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、担当者から専門的な見地から意見を求めます。</li><li>・訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスの利用を希望される場合には、主治医等の意見を求めます。</li></ul>
⑤ 居宅介護サービスの確定	<ul><li>・居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス等について、保険 給付の対象になるかどうかを区分した上で、利用者及びその家族 に説明し、文書により利用者の同意を得ます。</li><li>・居宅サービス計画を作成した際には、利用者及び担当者に交付し ます。</li></ul>
⑥ サービス実地状況の把握・ 評価	<ul> <li>・利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。</li> <li>・実施状況の把握(モニタリング)にあたっては、特段の事情がない限り少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面談します。</li> </ul>
⑦ 給付管理	<ul><li>・介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して給付管理を行います。</li><li>・毎月給付管理票を作成し、国保連に提出します。</li></ul>

⑧ 要介護認定申請に係る協	・利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化を伴う区分
力・援助	変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
⑨ 相談業務	・電話、訪問、来所等を通じて介護保険や介護に関するご相談を
	お受けします。

- ア このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止となるよう努め、医療サービスとの連携に十分配慮して適切に行います。
- イ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。分からないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ウ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【別紙3】のとおりです。

#### 11 利用料その他の費用

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

#### (1) 利用料

【別紙2】のとおりです。

- \*要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため利用者の負担は ありません。
- \*ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合においては、利用者に 一旦全額お支払いいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行します。 「サービス提供証明書」を後日市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

## (2) 交通費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

- \*それ以外の地域にお住まいの方は、基本料金に「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」をつけさせていただきます。別途に交通費はいただきません。
- \*郡上市内においては市内全域が「中山間地域等」の対象となります。
- \*上記加算を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、 同意を受けます。

#### (3) キャンセル料

あなたの希望により月の途中で居宅支援事業所を変更された場合には、交通費等実費につき ご精算いただくことがあります。

\*自動車を使用した場合の交通費は、片道(km)×37円となります。

## (4) その他

記録等、書類の謄写を希望された場合、謄写に必要な費用を頂くことがあります。

#### 12 サービス提供に関する相談・苦情について

相談窓口では、当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、および居宅サービス計画 に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

別に、下記の当事業所以外の市町村等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

八幡病院介護支援センター 相談窓口	【八幡病院 窓口担当者】 総括責任者 河井さな江 【居宅介護支援部 窓口担当者】管理者 東山もと枝
	受付時間 平日 午前8:15~午後5:15
	電話 (0575) 65-2151
郡上市健康福祉部	所在地 岐阜県郡上市島谷 228 番地
高齢福祉課	受付時間 平日 午前8:30~午後5:15
	電話 (0575) 67-1807
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1
介護・障害課 苦情相談係	受付時間 平日 午前9:00~午後5:00
	電話 (058) 275-9826
岐阜県健康福祉部	所在地 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 県庁
高齢福祉課 介護保険者係	電話 (058) 272-8296

#### 13 緊急時の対応

介護支援専門員は、利用者に対する居宅介護支援の提供中に利用者の心身の状態が急変 その他の緊急事態が発生した場合には、速やかに主治医や利用者のご家族等に連絡し必要 な措置を行います。

#### 14 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに 市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

なお、利用者に対する居宅介護支援の提供により、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 15 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

介護支援専門員は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に 関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、 サービスの提供が終了した後も継続します。

#### (2) 個人情報保護について

当事業所の定める個人情報保護方針については【別紙1】のとおりです。

利用者の個人情報について個人情報の保護に関する法令及び行政機関等が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守し適切な取扱いに努めます。 当事業所における個人情報の利用目的においてのみ、利用者及びその家族の情報を使用します。

#### 16 虐待防止について

当事業所は、利用者の権利擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

河井 さな江

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護支援専門員は、サービス提供中に、支援センター従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通達します。

#### 17 身体拘束の禁止について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行う場合があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様について記録し5年間保存します。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

## 18 ハラスメントに関する事項

当事業所は、職員による利用者・家族へのハラスメント及び利用者・家族によるハラスメントの防止に向け、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

(1) ハラスメントに関する責任者を設置しています。

ハラスメントに関する責任者

事務長 多田 良也

- (2) サービス内容に疑問や不満がある場合、または職員からのハラスメントを受けた場合は、気軽に相談窓口に連絡をください。
- (3) 職場や介護の現場においてハラスメントを防止するために、従業員に対する研修を実施しています。
- (4) 利用者・家族へのお願い
  - ア 職員に対する金品や心づけはお断りします。
  - イ 大切なペットを守るため、また、職員が安全に支援を行うためにも、 サービス提供時のペットの保護 (ゲージに入れる、首輪でつなぐなど) の協力をお願いいたします。
  - ウ 介護保険制度や契約の内容を超えたサービスの提供はできません。
  - エ 職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する 場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

# 年 月 日

(事業者) 当事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者又は 利用者の家族に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項の内容を説明しました。

## 事 業 者

主たる事務所所在地 岐阜県郡上市八幡町桜町 2 7 8 番地 名称及び代表者 医療法人 新生会 八幡病院 坂本 仁 説 明 者 所属 八幡病院介護支援センター 介護支援専門員 氏名

(利用者) 私は、本書面に基づいて重要事項の内容について説明を受け、その内容に同意しました。

利 用 者 住所 氏名

利用者の家族 住所 氏名